## 広島県告示第九十八号

ら診療所等を廃止した旨の届出があった。 の例によるものとされる場合を含む。)第五十条の二の規定によって、 永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてそ 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 次の指定医療機関か

平成二十六年二月二十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

名称	所在地	廃止年月日
おかだ歯科	竹原市中央四丁目五番一七号	平成二五年一〇月三一日
ニックいしねファミリークリ	三原市本郷南五丁目一九番一五号	平成二五年一〇月三一日
平山歯科医院	三原市幸崎能地四丁目二一番七号	平成二五年一〇月三一日
府中薬局 アゼリア館	府中市鵜飼町五五五番地一二	平成二五年一〇月三一日
向井歯科医院	三次市十日市中二丁目四番三二号	平成二五年一〇月三一日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七番地三	平成二五年一〇月三一日
竹仁診療所	東広島市福富町下竹仁五〇四番地五	平成二五年一○月二六日